

## 選択的夫婦別姓制度の速やかな導入に関する意見書（案）

政府は、婚姻後の旧姓の通称使用を法制化する関連法案を令和8年の通常国会に提出する方向で調整に入ったと報じられた。このことは、自分の姓を通称や旧姓にしたくない人の願いに反し、選択的夫婦別姓制度の法制化を阻むものだと批判の声が上がっている。

夫婦同姓を義務付けたまま旧姓を通称として使用できるようにする方法は、例えば金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難を避けられないなどの限界があると指摘されている。内閣府も、令和3年9月30日開催の男女共同参画会議第3回計画実行・監視専門調査会配布資料において、7項目に及ぶ旧姓の通称使用の限界についてまとめている。また、経済団体・労働団体等の各種団体からも、旧姓の通称使用は企業にとってもビジネス上のリスクがあるなどの意見が述べられている。さらに、令和6年に日本経済団体連合会が会員企業の女性役員を対象に行った調査でも、旧姓の通称使用が可能な場合でも、「何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」と回答した者の割合が88%に上っている。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、婚姻制度等の見直し審議を行い、平成8年に民法の一部を改正する法律案要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度の導入を提言した。この答申を受け、法務省は、平成8年及び平成22年に民法の改正案を準備した。また、国連女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、平成15年以降4回にわたり、夫婦同姓を義務付けた民法第750条の改正を求める勧告を行っている。

令和7年6月22日に閉会した第217回通常国会において、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法の改正案が審議され、継続審議となっている。政府が行うべきは、選択的夫婦別姓制度の実現を願う多くの国民の人権を尊重し、早急にこの法改正を行うことである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、旧姓の通称使用の法制化ではなく、民法第750条の改正により、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

令和 7 年 1 月 2 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

} 宛て